

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

頁

●株の手当ての確認、記録について〔金商業等府令第117条第1項第24号の2、第157条第1項第3号の2、第158条の2〕	2
●決済措置適用除外取引の確認に関する記録の作成、保存〔金商業等府令第157条第1項第3号の3、第158条の3〕	3
●証券会社が調達先となるときの株の手当ての確認について〔金商業等府令第117条第1項第24号の3〕	4
●一般信用取引に係る株の手当ての確認について〔金商業等府令第117条第1項第24号の4〕	4
●預託を受けていない有価証券の売付けに係る確認手続について〔金商業等府令第117条第1項第24号の5、第157条第1項第3号の4、第158条の4〕	4
●その他	8

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引法施行令	金商法施行令
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引等規制府令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●株の手当ての確認、記録について〔金商業等府令第117条第1項第24号の2、第157条第1項第3号の2、第158条の2〕	
1	<p>有価証券の調達先の確認について、個別取引だけでなく、顧客ごとに調達先になりうる証券会社名をあらかじめ空売りの発注先の証券会社に提供しておく等、調達先の事前の確認が認められるとの理解でよいか。</p> <p>運用会社からの大量の発注等について、決済措置の確認として、株貸借の基本契約等を結んでいる相手方を事前に確認し、併せて、顧客から「発注前に当該相手方から株の借入れの手当を行う」旨の確約を得る方法が考えられるが、いかがか。特に、調達先が複数にわたる場合はどうか。</p>	<p>運用会社からの大量の発注等について、ご指摘のように、決済措置の確認として、株貸借の基本契約等を結んでいる相手方(複数の相手方と基本契約等を結んでいる場合は、複数の先)を事前に確認し、併せて、顧客から「発注前に当該相手方から株の借入れの手当を行う」旨の確約を得る方法をとることもできると考えられます。</p> <p>この取扱いを行う場合、「確認年月日」(金商業等府令第158条の2第2号)として、実際に取引を行った日ではなく、事前に確認を行った日を記載することとなります。</p>
2	<p>大半の機関投資家は決済を行うバックオフィスを有しており、注文を市場へ発注するトレーダーは発注時に通常自らの株券がどこに存在するか認識することはないため、有価証券の調達先まで確認することは事実上困難であり、金商業等府令第117条第1項第24号の2に規定する「有価証券の調達先」は削除してほしい。</p>	<p>今般の措置は、株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、有価証券の調達先を確認する必要があると考えます。</p> <p>なお、運用会社からの大量の発注等についての取扱いは、1を参照して下さい。</p>
3	<p>有価証券の調達先の確認義務は、虚偽の疑いがある場合(恒常的にフェールが生じており、かつ、フェールの理由が明確でない場合)に限定してほしい。</p>	<p>今般の措置は、株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、虚偽の疑いがある場合に限定することなく、有価証券の調達先を確認する必要があると考えます。</p>
4	<p>金商業等府令第117条をそのまま適用すると、金商法施行令第26条の2の2第5項に規定する「決済措置確認適用除外」に該当する場合についても禁止行為となり矛盾が生じるから本号でも決済措置確認適用除外取引を除くべきと考えるが、さすれば金商法施行令第26条の2の2第1項と第2項の金融商品取引業者側の行為規制と全く同じであり、本号を改めて設ける必要性はないと考える。</p>	<p>金商業等府令第117条第1項第24号の2の規定は、「決済措置」(金商法施行令第26条の2の2第1項)が義務付けられることを前提とした規定であり、「決済措置確認適用除外取引」(取引等規制府令第9条の3第20号から第36号まで又は第9条の4第15号から第19号までに掲げる取引)については、適用されません。</p>
5	<p>電子的な注文の場合、注文のデータの1つ(例えば Tag の特定の場所)として、株券予約先ブローカーなど株券調達の手当を行っているブローカー名を顧客に入力してもらい、送付してもらうことが可能な仕様となっている。</p> <p>この顧客側から送付された株券予約先ブローカー名のデータを注文確認の記録として利用することはできるか。</p>	<p>証券会社において保存される記録により、適切に調達先が確認できるものであれば、さしつかえないものと考えられます。</p>
6	<p>①決済措置の確認は、事前の包括的確認が認められるとの理解でよいか。また、その場合、「決済措置の確認に係る記録」には、顧客の名称及び包括的な確認を行った年月日に加えて、機関投資家等が株券等の調達を行う複数の機関等の名称を合わせて記録しておくことで足りるか。</p> <p>②また、売却に際し、買い付けの予約契約が行われている場合には、買付先の氏名等を記録する</p>	<p>①運用会社からの大量の発注等についての取扱いは、1を参照して下さい。</p> <p>この取扱いを行う場合、「確認年月日」(金商業等府令第158条の2第2号)として、実際に取引を行った日ではなく、事前に確認を行った日を記載することとなります。</p> <p>②買付けの予約契約が行われている場合には、買付けの予約契約の締結先を確認・記録する必要があると考えられます。</p>

	のではなく、「買い付けにより決済する」との記録をつければよいと考えられるが、いかがか。	
7	決済措置の確認に係る記録には、決済措置の確認義務の適用除外取引である取引等規制府令第9条の3第1号から第19号までに該当する場合には、不要との理解でよいか。	取引等規制府令第9条の3第1号から第19号までに該当する場合は、「決済措置」(金商法施行令第26条の2の2第1項)の適用除外となっており、ご指摘の記録は不要と考えられます。
8	金商業等府令第158条の2第1項第3号「決済措置に係る有価証券の調達先の商号若しくは名称又は氏名」を削除すべき。	今般の措置は、空売りに係る確認義務や株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、確認義務を徹底するためには、有価証券の調達先を確認する必要があると考えます。 なお、本規定は空売りの調達先を確認するためのものであり、略語等による記載を妨げる趣旨ではないことを明確化するため、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の2第3号)。
9	金商業等府令第158条の2第1項第3号「調達先の商号又は名称」は、略称や金融グループの名称で足りることを確認したい。	本規定は空売りの調達先を確認するためのものであり、略語等による記載を妨げる趣旨ではないことを明確化するため、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の2第3号)。 調達先が合理的に特定できる限りにおいて、金融グループの名称を記載することも可能と考えられます。
10	金商業等府令第158条の2第1項第4号「決済措置の内容」とは具体的に何か。ロケート(借株予約)の有無の記載で足りるか。貸手の略号を入力した注文データが記録としての要件を満たすか。	「決済措置の内容」とは有価証券の借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置の内容をいいます。株の手当てが合理的に担保できると考えられるのであれば、ご指摘のような借入れの予約契約も「決済措置」に含まれ、このような場合には借入れの予約契約を結んでいる旨を記載することができるものと考えられます。 なお、調達先については、略語等による記載を妨げる趣旨ではないことを明確にするため、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の2第3号)。 金融商品取引業者において保存される記録により、適切に調達先が確認できるものであれば、さしつかえないものと考えられます。
●決済措置適用除外取引の確認に関する記録の作成、保存[金商業等府令第157条第1項第3号の3、第158条の3]		
11	決済措置適用除外取引とは具体的にどの取引をさすのか。	金商業等府令第158条の3の対象となる取引とは、取引等規制府令第9条の3第20号から第36号まで及び第9条の4第15号から第19号までに掲げる取引をさします(金商業等府令第158条の3参照)。
12	金商業等府令第158条の3第4号及び第158条の4第4号において、確認に係る記録の記載事項として「その取引の具体的内容」と規定されているが、何をどのように記録・保存すればよいか、例を示してほしい(注文内容、約定内容等)。 また、適用除外取引であり、確認したことが判明すればよいので、第4号は不要と考える。	必ずしも注文の都度の確認が義務付けられるものではないことを明確化するため、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の3、第158条の4)。 金商業等府令第158条の3第3号において、個々の取引ごとではなく、裁定・ヘッジ取引を行う可能性のある顧客から、事前にどのような取引を行うか届け出させ、それを記録することも考えられます。
13	顧客が虚偽の表示を行っている疑いがある場合に確認した記録として規定すべきだと考える。	今般の措置は、株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであ

		り、虚偽の疑いがある場合に限定することなく、有価証券の調達先を確認する必要があると考えます。
●証券会社が調達先となる時の株の手当ての確認について〔金商業等府令第117条第1項第24号の3〕		
14	「調達するための措置」とはどのような措置をさすのか。ホールド・ロケート(借株予約等)は含まれるとの理解でよいか。いつでも借株可能な状態であれば、措置はとられているとの理解でよいか。	「調達するための措置」には、株の手当てが合理的に担保できると考えられるものであれば、借入れの予約契約等も含まれると考えられます。
15	「所有する」の定義を明確化してほしい。証券会社が空売り注文を出す時点で現物の株券(実残として)を保有しなければならないのか。証券会社が実質的な所有者であるものの、株券レポ取引等のために貸し出されているが、(受渡しまでに返却される)株券の扱いはどうなるのか。	証券会社が注文時に現物の株券を保有していない場合においても、売付けの決済前に有価証券の返還を受けることが規定されている証券貸付契約を締結しているなど、貸し出している株について、受渡日までに株が返却されることが確実である場合には、「あらかじめその有価証券を所有し、調達し、又は調達するための措置を講じているもの」と考えられます(金商業等府令第117条第1項第24号の3)。
16	「決済措置として有価証券の貸付けを約する行為」の「貸付けを約する行為」に貸借基本契約の締結は含まれず、個別の貸付取引の締結が該当するとの理解でよいか。	個別の取引形態にもよりますが、「貸付けを約する行為」に貸借基本契約の締結は含まれず、個別の貸付取引の締結が該当すると考えられます。
●一般信用取引に係る株の手当ての確認について〔金商業等府令第117条第1項第24号の4〕		
17	一般信用取引について、証券会社は、実務上、株が円滑に調達できるようあらかじめ複数の借株先を確保し、適宜情報収集の上、調達困難のおそれがあると判断される銘柄については売りたてを停止する措置を講じている。このような措置を株の手当てとして認めてほしい。	一般信用取引において売付株数と買付株数を差し引きし、売り超過となる株数を調達できるよう、あらかじめ複数の借株先と契約するとともに、調達困難な銘柄については、一般信用取引の売りを停止する措置など適切な管理を行っている場合には、「調達するための措置」にあたるものと考えられます。
18	金商業等府令第117条第1項第24号の4における、「一般信用取引」の定義について、「一般信用取引」の対義語は、一般的には「制度信用取引」になると思われるが、制度信用取引で、金融商品取引業者内で同一の銘柄の信用売り残と信用買い残があった場合には、食い合い(社内対当)を行い、通常、社内対当ができない分について証券金融会社からの有価証券の貸付けを受けるため、「…貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたしました(金商業等府令第117条第1項第24号の4)。
19	50 単元未満等、一定の売買単位に満たない数量の一般信用取引の売建てについては適用除外とするなどの措置をとってほしい。	今般の措置は、株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、ご指摘のような適用除外の措置をとることは困難です。
●預託を受けていない有価証券の売付けに係る確認手続について〔金商業等府令第117条第1項第24号の5、第157条第1項第3号の4、第158条の4〕		
20	「有価証券の管理の方法」とは具体的にどのような確認を想定しているのか。 ①「他証券会社や信託銀行等への預託」が該当するとの理解でよいか。 ②また、非居住者顧客への確認は、日本における「サブカस्टディ」の名称なのか、現地の「カストディ」の名称なのか、全く別の事を想定しているのか、そうである場合、具体的に例示してほしい。	①「有価証券の管理の方法」とは、例えば、有価証券をどこの信託銀行等で管理しているか、といったことを想定するものです。運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行等を事前に確認する方法も含まれると考えられます。 ②海外からの注文の場合、注文者又は取次者が用いるカストディアンを確認することが考えられます。この場合、

	<p>③投資運用会社にあつては売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みを行うために、証券会社取引口座を開設する際に情報提供する保管銀行名の記入をもつて、との取扱いでよい。</p> <p>④顧客が他の金融機関(国内の信託銀行等信託会社・海外のカストディアン・当該国客の“プライムブローカー”を努める国内外の金融業者等)に有価証券の保管を委託している場合、当該金融機関に当該顧客が有する口座の名義の確認をもって、当該顧客に関する上記「有価証券の管理の方法」を履行したとの理解でよい。</p>	<p>グローバルカストディアン又はサブカストディアンのいずれか確認できるものを確認することでさしつかえないものと考えられます。</p> <p>③証券会社取引口座を開設する際に情報提供された保管銀行名をもって確認とする方法も可能と考えられます。</p> <p>④顧客が他の金融機関に有価証券の保管を委託している場合、当該金融機関に当該顧客が有する口座の名義の確認をもって、「有価証券の管理の方法」の確認とする方法も可能と考えられます。</p>
21	<p>有価証券の管理の方法の確認について、事前の確認でよい。</p> <p>投資運用業者(投資信託・投資一任)について、証券会社と開示確認を必要とする「売付者が株をどこで所有しているかについての情報」は以下の内容が考えられる。</p> <p>①国内顧客のファンドの場合は、運用財産の受託を行う信託銀行名と当該信託銀行の口座番号</p> <p>②受託信託銀行が再信託を行っている場合は、再信託銀行名と当該再信託銀行の口座番号</p> <p>③海外顧客のファンドの場合は、グローバルカストディアン又はサブカストディアン名とその口座番号</p> <p>④上記①～③のいずれの場合であっても実態に即した情報、例えばコード化されたものや、証券会社に口座開設する際に、上記①～③の内容について登録を行っている場合は、証券会社の当該口座番号</p> <p>投資運用業者(投資信託・投資一任)が一括発注を行う場合についての証券会社と開示確認を必要とする「売付者が株をどこで所有しているかについての情報」は、現行では、発注時には発注内容が一括されており、一括発注の内訳(個別発注毎の発注数量及び株の所有情報)を開示確認することは困難であることから、発注時の内訳の開示確認ではなく、約定配分後の開示確認で可としてほしい。</p> <p>証券会社に対して包括的に「ほふり」のアカウントナンバー等を事前通知することでも対応可とするなど、現実的に対応可能な簡便措置を許容してほしい。</p>	<p>運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行等を事前に確認する方法も含まれると考えられます。</p> <p>受託信託銀行が再信託を行っている場合は、受託信託銀行を確認する方法が考えられます。</p> <p>なお、海外からの注文の場合、注文者又は取次者が用いるカストディアンを確認することが考えられます。この場合、グローバルカストディアン又はサブカストディアンのいずれか確認できるものを確認することでさしつかえないものと考えられます。</p>
22	<p>以下の「包括確認」による手続について検討してほしい。</p> <p>「包括確認」</p> <p>証券投資信託・投資一任契約にもとづき国内株式を運用する投資運用業者が、金融商品業者から金融商品等府令第158条の4第4号に規定する有価証券の管理の方法について確認を求められた場合、取引を行うこととなる金融商品取引業者に対して、あらかじめ、取引を行うこととなるすべての口座</p>	<p>運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行等を事前に確認する方法も含まれると考えられます。受託信託銀行が再信託を行っている場合は、受託信託銀行を確認する方法が考えられます。</p>

	<p>に関して、受託銀行あるいはカストディ(又はその再信託先である資産管理銀行等)及びその口座番号を開示し、①当該口座については受託銀行(またはその再信託先である資産管理銀行)において株券の管理が行われていること、及び②当該口座については投資運用業者から改めて連絡するまでの間、株券の管理は当該受託銀行において行われているものとして取り扱われる旨の回答をすれば、事後取引ごとに①の内容を投資運用業者と金融商品取引業者との間で確認しなかったとしてもなお第158条の4第4号に規定する管理の方法を確認したのものと取り扱うことができるものとする。</p>	
23	<p>運用会社が有価証券の売付けの委託の取次ぎを証券会社に申し込む際、当該売り付けが適用除外取引(取引等規制府令第10条各号又は第11条各号に該当する取引)の場合(具体的には、株式分割に係る取引等)においても、運用会社は運用財産の保管先(信託銀行・カストディアン等)と日々残高照合を行っている管理体制を踏まえ、運用会社が発注の都度確認するのではなく、証券会社に既に開設している口座に対する取引を包括的に確認することで足りると考えることで問題ないか。この管理体制の確認が行われていれば、適用除外を通知することまでは不要であることを、確認したい。</p>	<p>明示・確認義務の適用除外取引について、「空売り」に係る確認義務と平仄をとり、当該取引に係る有価証券の管理の方法を確認するように、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の4)。</p> <p>つなぎ売り等については、当該つなぎ売り等により受渡しが必要となる有価証券がどこの信託銀行等で管理されるかを確認することが考えられます。</p>
24	<p>投資一任口座にて証券貸付が行われる場合、その貸付形態はさまざまであり、受託銀行やグローバル・カストディアンが独自に貸付を行う場合や受託銀行、グローバル・カストディアン及び投資運用業者が指名した貸付代理人が貸付を行う場合には、その貸付の状況(貸付中か否か、貸付先、貸付数量等)をタイムリーに把握することはできないのが実状である。「売り付けの決済前に当該有価証券の返還を受けることが規定されている証券貸付契約の締結」がされており、それに基づき貸付けが行われる可能性のあるファンドについては、発注先の証券会社に対してあらかじめ、(貸付けが行われていない銘柄の売却に対応するために)「有価証券の管理の方法」として信託口座名を、また、(貸出中の銘柄の売却に対応するために)取引等規制府令第10条第7号に該当する場合があること、及び「その取引の具体的な内容」として「売り付けの決済前に当該有価証券の返還を受けることが規定されている証券貸付契約を締結している旨」を通知することで、足りるものとしてほしい。</p>	<p>明示・確認義務の適用除外取引について、「空売り」に係る確認義務と平仄をとり、当該取引に係る有価証券の管理の方法を確認するように、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の4)。</p> <p>運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行等を事前に確認する方法も含まれると考えられます。ご指摘のような場合において、売付けの決済前に有価証券の返還を受けることが規定されている証券貸付契約を締結しているなど、受渡日までに株が返却されることが確実である場合には、有価証券を管理している信託銀行を確認することも可能であると考えられます。</p>
25	<p>投資信託の信託財産を運用するにあたって、システム発注の際は受託銀行、口座番号をシステム上で証券会社に明示している。システム発注の際はこれ以外の確認は不要であるとの理解でよいか。</p>	<p>運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行等が適切にわかるのであれば、ご指摘のような形での確認も可能であると考えられます。なお、当該確認については、適切に記録・保存されている必要があります(金商業等府令第158条の4)。</p>

26	<p>確認義務は、虚偽の疑いがある場合(具体的には、恒常的にフェールが生じており、かつ、フェールの理由が明確でない場合)に限定すべき。</p> <p>また、事前確認に代えてフェールの状況のモニタリングで代替してほしい。</p>	<p>今般の措置は、株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、虚偽の疑いがある場合に限定することなく、有価証券の管理の方法を確認する必要があると考えます。</p>
27	<p>先行する買取引等に伴い、受渡日には口座に入庫されることが確実な有価証券は、既に「預託を受けているもの」と同義であり、「預託を受けていないもの」には含まれないことを確認したい。</p>	<p>買い付けた有価証券であってその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引(取引等規制府令第10条第6号)等の明示義務の適用除外取引についても、当該取引に係る有価証券の管理の方法(有価証券を管理する信託銀行等)を確認するよう規定を修正いたしました。</p>
28	<p>信託財産がひも付きとなっている投資運用業者の実売りを適用除外としてほしい。</p>	<p>今般の措置は、空売りに係る確認義務について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、ご指摘のような適用除外とすることは適切ではないと考えられますが、運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行等を事前に確認する方法も含まれると考えられます。</p> <p>なお、海外からの注文の場合、注文者又は取次者が用いるカスタディアンを確認することが考えられます。</p>
29	<p>金商業等府令第117条第1項第24号の5の確認には、信用取引が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第117条第1項第24号の5の対象に信用取引は含まれておりません。</p>
30	<p>口座に株があった場合は、金商業等府令第157条第1項第3号の4に規定する確認記録を作成保存する必要はない、との理解でよいか。</p>	<p>今般の措置は、預託を受けていない有価証券の売付けに対する確認であることから、口座に株がある場合(金商業者が預託を受けている場合)には、金商業等府令第117条第1項第24号の5の適用はなく、同府令第157条第1項第3号の4に規定する帳簿書類の作成は必要ありません。</p>
31	<p>一つの注文が、金商業等府令第157条第1項第3号の2と第3号の4又は同項第3号の3と第3号の4に重複して対象となる場合(例えば、証券会社が預託を受けていない上場有価証券の売りの場合で、当該有価証券が借入れているものであり決済措置の確認の対象となるもの)、当該記録は2つ作成する必要があるか。</p> <p>証券会社が預託を受けていない上場有価証券の売りの場合には、同項第3号の4に係る記録の対象には含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第157条第1項第3号の2と第3号の4、同項第3号の3と第3号の4に規定する記録の対象に重複が生じないことが明確となるよう、規定を修正いたしました(金商業等府令第117条第1項第24号の5)。</p>
32	<p>金商業等府令第158条の4の確認に係る記録には、信用取引が対象となると思料するが、信用取引や取引等規制府令第10条各号に規定する取引は適用除外とするか、既存の法定帳簿の作成をもって第158条の4の記録の作成とみなしてほしい。</p>	<p>本規定において、信用取引は対象となっていません。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、社債等に係る取引や顧客の取引ではなく、金商業等府令第117条第1項第24号の5の確認義務の対象となることが想定されない取引について、確認義務の対象とならないことが明確になるよう、規定を修正いたしました(金商業等府令第117条第1項第24号の5)。</p> <p>なお、監督指針Ⅲ-3-3(1)①において「帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、又はその一部を別帳とすること」ができています。</p>
33	<p>「有価証券の銘柄」の確認について、個別の取引の銘柄ごとではなく、「国内の金融商品取引所に上場する銘柄」と包括的な確認でも可能か。</p>	<p>必ずしも注文の都度の確認が義務付けられるものではないことを明確にするため、規定を修正いたしました(金商業等府令第158条の4)。</p>

34	「その取引の具体的な内容」は削除してほしい。	明示・確認義務の適用除外取引について、「空売り」に係る確認義務と平仄をとり、当該取引に係る有価証券の管理の方法を確認するように、規定を修正いたしました(金商業等府令第 158 条の4)。
●その他		
35	有価証券の調達先の確認については、個別の受注の都度行うこととした場合、特にいわゆる DMA 注文等、コンピューターシステム間での直結による注文形態をとっている場合に発注者、取次者、取引所の参加者のすべてがシステム対応を行う必要が生じる。 また、特に信託銀行等への預託、メールや電子的発注が基本の機関投資家取引においては、発注データへの必要情報の追加が必須となる。こうしたシステム対応のため、施行まで十分な期間を設けてほしい。	今般の措置は、空売りに係る確認義務や株の手当のない空売り禁止の措置について一層の実効性を確保する観点から行うものであり、できるだけ速やかに措置する必要があると考えます。 なお、運用会社からの大量の発注等についての取扱いは、1を参照して下さい。
36	金商業等府令第 117 条第1項第 24 号の2及び第 24 号の5について、証券会社の自己取引は対象外との理解でよいか。	金商業等府令第 117 条第1項第 24 号の2及び第 24 号の5は、証券会社の自己取引は対象となりませんが、証券会社の自己取引についても、売付けの際に株の手当のない空売りの禁止(金商法施行令第 26 条の2の2第1項)や明示義務(同令第 26 条の3第1項)の対象となることに留意が必要です。
37	今般の改正は、時限的措置との理解でよいか。 金商業等府令第 117 条第1項第 24 号の2において、「令第二十六条の二の二第一項に規定する決済措置」という記載に関し、金商法施行令第 26 条の2の2第1項の確認となりますが、「大量の空売りが行われることにより当該空売りに係る有価証券の受渡しに支障を生じさせるおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券の空売りについて受渡しを確実にする借入契約等の措置」との解釈でよいか。	金商業等府令第 117 条第1項第24号の2、第24号の3、第24号の4、第157条第3号の2、第3号の3、第158条の2、第158条の3の規定は、株の手当のない空売りの禁止(金商法施行令第 26 条の2の2第1項)に対応するものです。同令第 26 条の2の2自体は恒久的なものです。平成 20 年 10 月 29 日付金融庁告示第 64 号により、当面、平成 21 年 3 月 31 日までの適用があることとなります。 一方、残りの金商業等府令第 117 条第1項第 24 号の5、第 157 条第3号の4、第 158 条の4については、恒久的規定です。
38	取引所外取引は対象外との理解でよいか。	取引所外取引自体は、基本的に今般の改正に係る規定の対象外となります。
39	顧客への確認方法は、電磁的方法によるほか、電話など口頭によるものでもよいか。	適切な確認が行われる方法であれば、電磁的方法によるほか、電話などの口頭によることも可能と考えられます。
40	非会員証券会社経由の場合には、非会員証券会社で確認・記録されるので、会員証券会社による確認・記録作成は免除できないか。	空売り規制においては、それぞれの取次者に明示・確認義務を課すものであるため、ご指摘のような場合においても、会員証券会社による確認・記録作成が必要となると考えられます。
41	金商業等府令第 157 条第1項第3号の2から第3号の4までについて、注文伝票への記載で足りるか。また、既存の帳簿と共通の部分がある場合、新たに書き加える必要はないとの理解でよいか。	「帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、又はその一部を別帳とすること」ができています(監督指針Ⅲ-3-3(1)①)。
42	空売りの価格規制適用除外取引が決済措置適用除外取引に該当するためには、適用除外理由の確認が必要となるものと理解するが、そもそも決済措置の確認を行っている場合には、価格規制適用除外取引であったとしても、帳簿への記載は決済措置	金商業者において、決済措置適用除外取引のうち、取引等規制府令第9条の3第 20 号から第 36 号まで、又は、同府令第9条の4第 15 号から第 19 号までに掲げる取引に該当することが確認できない場合には、決済措置の確認が必要となります。したがって、決済措置の確認対象と

	<p>の確認で足り、価格規制適用除外理由は不要と解してかまわないか。</p>	<p>なる取引については、価格規制の適用除外の理由ではなく、確認をした決済措置に係る内容を帳簿書類に記載する必要があります。</p>
43	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 24 号の 2 及び第 24 号の 5 において証券会社の確認義務が規定されているが、顧客には、金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 5 項の規定により決済措置適用除外取引に該当しない取引について明示義務があるだけで、適用除外取引である有価証券の取引等規制府令第 9 条の 3 第 20 号から第 36 号まで及び同府令第 10 条各号に該当する取引には、明示義務は付されていないため、証券会社が当該確認を行う上で支障をきたすのではないか。</p>	<p>金商業等府令第 117 条第 1 項第 24 号の 2 の規定は、「決済措置」(金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項)が義務付けられることを前提とした規定であり、「決済措置確認適用除外取引」(取引等規制府令第 9 条の 3 第 20 号から第 36 号まで又は第 9 条の 4 第 15 号から第 19 号までに掲げる取引)については、適用されません。</p> <p>また、今般の措置は、空売りに係る確認義務及び株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、金融商品取引業者においては、金商業等府令第 117 条第 24 号の 5 及び取引等規制府令第 9 条の 3 の規定に基づく確認を適切に行う必要があるものと考えます。</p>
44	<p>今般の内閣府令改正を行わないでほしい。 または、金商業等府令案第 117 条第 1 項第 24 号の 3、第 24 号の 4、第 24 条の 5、第 157 条第 1 項第 3 号の 3 及び第 3 号の 4、第 158 条の 4 を削除してほしい。</p>	<p>今般の措置は、空売りに係る確認義務及び株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、有価証券の管理の方法等を確認する必要があると考えますので、ご指摘のような措置をとることは困難です。</p>
45	<p>金商業等府令案第 117 条第 1 項第 24 号の 5 について、特定投資家を適用除外にしてほしい。</p>	<p>今般の措置は、空売りに係る確認義務について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、ご指摘のような適用除外の措置をとることは困難です。</p>
46	<p>金商業等府令案第 157 条について、関係外国金融商品取引業者の計算によるいわゆる取引一任契約に関する行為(定義府令第 16 条第 1 項第 8 号ロ)については、金商業等府令案第 157 条第 1 項第 3 号の 2、第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 の適用除外とすべきである。</p>	<p>今般の措置は、空売りに係る確認義務及び株の手当てのない空売り禁止の措置について、一層の実効性を確保する観点から行うものであり、ご指摘のような適用除外の措置をとることは困難です。</p>
47	<p>0.25%以上の空売りポジションの公表は、取引行動を制限、市場の規模を縮小、ひいては効率的な市場による公正な価格形成をも阻害するものであり、再考をお願いしたい。</p>	<p>一定規模(発行済株式総数の原則 0.25%)以上の空売りポジションの報告・公表は、我が国の株式市場の状況及び諸外国における空売り規制強化の動き等を踏まえ、措置を講じたものです。</p> <p>なお、空売りポジションの保有者が個人の場合については、個人のプライバシーに配慮し、取引所への報告については従前通りとしつつ、発行済株式総数の 5%以上のものを除き、「個人である」旨の公表にとどめ、氏名・住所は公表しないことといたしました(取引等規制府令第 15 条の 3)。</p>